

原発本第 209 号

令和 2 年 2 月 27 日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号

申請者名 九州電力株式会社

代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 34 第 3 項において準用する同法第 12 条の 6 第 3 項の規定に基づき、令和元年 9 月 3 日付け原発本第 83 号をもって申請いたしました玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書について、下記のとおり補正いたします。

記

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書の本文及び添付書類を別添の玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書（令和元年 9 月 3 日原発本第 83 号）の補正前後比較表の補正後欄のとおり一部補正する。

別添

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書
(令和元年 9 月 3 日 原発本第 8 3 号) 補正前後比較表

玄海原子力発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
2	五 変更の理由	五 変更の理由 (1) 2号炉の廃止を反映する。 (2) 1号炉及び2号炉共用施設については2号炉の廃止措置計画認可申請書に記載することを明確にする。 (3) その他、記載の適正化等を行う。	五 変更の理由 (1) 2号炉の廃止を反映する。 (2) <u>新燃料搬出方法の記載を追加する。</u> (3) <u>蒸気発生器保管庫の1号、2号及び3号炉共用化に伴い、記載を修正する。</u> (4) その他、記載の適正化等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> • 新燃料搬出方法の記載の追加 • 蒸気発生器保管庫の3号炉との共用化に伴う変更

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
-	四 2. 廃止措置対象施設の状況	2. 廃止措置対象施設の状況 2.3 廃止措置対象施設の状況 (2) 放射性廃棄物の状況 原子炉施設から環境に放出する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物は、それらの性状に応じて放射性物質の濃度及び放出量を低減する措置を講じ、玄海原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定める放出管理目標値以下になるよう放出管理している。 また、放射性固体廃棄物は、廃棄物の種類ごとに原子炉施設内の使用済樹脂貯蔵タンク（1号及び2号炉共用並びに1号、2号、3号及び4号炉共用）及び使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット：1号炉並びに1号、2号及び4号炉共用）並びに発電所内の固体廃棄物貯蔵庫（1号、2号、3号及び4号炉共用）及び蒸気発生器保管庫（1号及び2号炉共用）に貯蔵又は保管中である。放射性固体廃棄物の貯蔵又は保管場所ごとの種類及び数量を第4.4表に示す。	2. 廃止措置対象施設の状況 2.3 廃止措置対象施設の状況 (2) 放射性廃棄物の状況 原子炉施設から環境に放出する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物は、それらの性状に応じて放射性物質の濃度及び放出量を低減する措置を講じ、玄海原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定める放出管理目標値以下になるよう放出管理している。 また、放射性固体廃棄物は、廃棄物の種類ごとに原子炉施設内の使用済樹脂貯蔵タンク（1号及び2号炉共用並びに1号、2号、3号及び4号炉共用）及び使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット：1号炉並びに1号、2号及び4号炉共用）並びに発電所内の固体廃棄物貯蔵庫（1号、2号、3号及び4号炉共用）及び蒸気発生器保管庫（1号、2号及び3号炉共用）に貯蔵又は保管中である。放射性固体廃棄物の貯蔵又は保管場所ごとの種類及び数量を第4.4表に示す。	・蒸気発生器保管庫の3号炉との共用化に伴う変更

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まれない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																												
—	四 第4.1表 廃止措置対象施設の範 囲	<p>第4.1表 廃止措置対象施設の範囲(1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉施設の一般構造</td> <td>原子炉本体</td> <td>原子炉補助建屋*</td> </tr> <tr> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td>放射線遮へい体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質取扱設備(燃料取扱設備)</td> <td>原子炉格納容器外周のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質貯蔵設備</td> <td>燃料取扱装置</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質貯蔵設備</td> <td>燃料移送装置*</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質貯蔵設備</td> <td>除染装置*</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質貯蔵設備</td> <td>使用済燃料貯蔵設備*</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td>1次冷却ポンプ</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td>1次冷却材管</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">原子炉冷却系統施設</td> <td>2次冷却設備</td> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td>非常用冷却設備</td> <td>高圧注入系</td> </tr> <tr> <td>非常用冷却設備</td> <td>低圧注入系</td> </tr> <tr> <td>非常用冷却設備</td> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td>非常用冷却設備</td> <td>化学体積制御設備</td> </tr> <tr> <td>非常用冷却設備</td> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td>非常用冷却設備</td> <td>タービンバイパス設備</td> </tr> <tr> <td>非常用冷却設備</td> <td>主蒸気安全弁及び大気放出弁</td> </tr> <tr> <td>非常用冷却設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用冷却設備</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：2号炉、3号炉又は4号炉又は4号炉との共用施設(一部共用を含む。)</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	原子炉施設の一般構造	原子炉本体	原子炉補助建屋*	炉心	炉心支持構造物	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	核燃料物質取扱設備(燃料取扱設備)	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	核燃料物質貯蔵設備	燃料取扱装置	核燃料物質貯蔵設備	燃料移送装置*	核燃料物質貯蔵設備	除染装置*	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備*	1次冷却設備	蒸気発生器	1次冷却設備	1次冷却ポンプ	1次冷却設備	1次冷却材管	原子炉冷却系統施設	2次冷却設備	タービン	非常用冷却設備	高圧注入系	非常用冷却設備	低圧注入系	非常用冷却設備	蓄圧注入系	非常用冷却設備	化学体積制御設備	非常用冷却設備	余熱除去設備	非常用冷却設備	タービンバイパス設備	非常用冷却設備	主蒸気安全弁及び大気放出弁	非常用冷却設備		非常用冷却設備		<p>第4.1表 廃止措置対象施設の範囲(1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉施設の一般構造</td> <td>原子炉本体</td> <td>原子炉補助建屋^{※1}</td> </tr> <tr> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td>放射線遮へい体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質取扱設備(燃料取扱設備)</td> <td>原子炉格納容器外周のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取扱装置</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料移送装置^{※1,※2}</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質取扱設備</td> <td>除染装置^{※1,※2}</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質貯蔵設備</td> <td>使用済燃料貯蔵設備^{※1,※2}</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td>1次冷却ポンプ</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td>1次冷却材管</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">原子炉冷却系統施設</td> <td>2次冷却設備</td> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td>非常用冷却設備</td> <td>高圧注入系</td> </tr> <tr> <td>非常用冷却設備</td> <td>低圧注入系</td> </tr> <tr> <td>非常用冷却設備</td> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td>非常用冷却設備</td> <td>化学体積制御設備</td> </tr> <tr> <td>非常用冷却設備</td> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td>非常用冷却設備</td> <td>タービンバイパス設備</td> </tr> <tr> <td>非常用冷却設備</td> <td>主蒸気安全弁及び大気放出弁</td> </tr> <tr> <td>非常用冷却設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用冷却設備</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2号炉との共用施設 ※2：当該施設のうち一部が3号炉又は4号炉との共用施設 ※3：当該施設のうち全てが3号炉又は4号炉との共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	原子炉施設の一般構造	原子炉本体	原子炉補助建屋 ^{※1}	炉心	炉心支持構造物	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	核燃料物質取扱設備(燃料取扱設備)	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	核燃料物質取扱設備	燃料取扱装置	核燃料物質取扱設備	燃料移送装置 ^{※1,※2}	核燃料物質取扱設備	除染装置 ^{※1,※2}	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備 ^{※1,※2}	1次冷却設備	蒸気発生器	1次冷却設備	1次冷却ポンプ	1次冷却設備	1次冷却材管	原子炉冷却系統施設	2次冷却設備	タービン	非常用冷却設備	高圧注入系	非常用冷却設備	低圧注入系	非常用冷却設備	蓄圧注入系	非常用冷却設備	化学体積制御設備	非常用冷却設備	余熱除去設備	非常用冷却設備	タービンバイパス設備	非常用冷却設備	主蒸気安全弁及び大気放出弁	非常用冷却設備		非常用冷却設備		<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化(1、2号炉共用施設及び1～4号炉共用施設のうち「一部」又は「全部」の施設が共用であることの明確化)
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																																																														
原子炉施設の一般構造	原子炉本体	原子炉補助建屋*																																																																																																														
	炉心	炉心支持構造物																																																																																																														
	燃料体	燃料集合体																																																																																																														
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																																														
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁																																																																																																														
	核燃料物質取扱設備(燃料取扱設備)	原子炉格納容器外周のコンクリート壁																																																																																																														
	核燃料物質貯蔵設備	燃料取扱装置																																																																																																														
	核燃料物質貯蔵設備	燃料移送装置*																																																																																																														
	核燃料物質貯蔵設備	除染装置*																																																																																																														
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備																																																																																																														
	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備*																																																																																																														
	1次冷却設備	蒸気発生器																																																																																																														
	1次冷却設備	1次冷却ポンプ																																																																																																														
	1次冷却設備	1次冷却材管																																																																																																														
原子炉冷却系統施設	2次冷却設備	タービン																																																																																																														
	非常用冷却設備	高圧注入系																																																																																																														
	非常用冷却設備	低圧注入系																																																																																																														
	非常用冷却設備	蓄圧注入系																																																																																																														
	非常用冷却設備	化学体積制御設備																																																																																																														
	非常用冷却設備	余熱除去設備																																																																																																														
	非常用冷却設備	タービンバイパス設備																																																																																																														
	非常用冷却設備	主蒸気安全弁及び大気放出弁																																																																																																														
	非常用冷却設備																																																																																																															
	非常用冷却設備																																																																																																															
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																																																														
原子炉施設の一般構造	原子炉本体	原子炉補助建屋 ^{※1}																																																																																																														
	炉心	炉心支持構造物																																																																																																														
	燃料体	燃料集合体																																																																																																														
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																																														
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁																																																																																																														
	核燃料物質取扱設備(燃料取扱設備)	原子炉格納容器外周のコンクリート壁																																																																																																														
	核燃料物質取扱設備	燃料取扱装置																																																																																																														
	核燃料物質取扱設備	燃料移送装置 ^{※1,※2}																																																																																																														
	核燃料物質取扱設備	除染装置 ^{※1,※2}																																																																																																														
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備																																																																																																														
	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備 ^{※1,※2}																																																																																																														
	1次冷却設備	蒸気発生器																																																																																																														
	1次冷却設備	1次冷却ポンプ																																																																																																														
	1次冷却設備	1次冷却材管																																																																																																														
原子炉冷却系統施設	2次冷却設備	タービン																																																																																																														
	非常用冷却設備	高圧注入系																																																																																																														
	非常用冷却設備	低圧注入系																																																																																																														
	非常用冷却設備	蓄圧注入系																																																																																																														
	非常用冷却設備	化学体積制御設備																																																																																																														
	非常用冷却設備	余熱除去設備																																																																																																														
	非常用冷却設備	タービンバイパス設備																																																																																																														
	非常用冷却設備	主蒸気安全弁及び大気放出弁																																																																																																														
	非常用冷却設備																																																																																																															
	非常用冷却設備																																																																																																															

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まれない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																										
一	四 第4.1表 廃止措置対象施設の範囲	<p>第4.1表 廃止措置対象施設の範囲 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">計測制御系統施設</td> <td>計表</td> <td>核計表</td> </tr> <tr> <td>安全保護回路</td> <td>その他の主要な計表 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>制御設備</td> <td>制御材 制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 ガス圧縮装置[※] ガス減衰タンク[※] 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系[※] 廃液処理系[※] 洗浄排水処理系[※] 復水器冷却水放水口[※] アスファルト固化装置[※] セメント固化装置[※] ペイラ[※]</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	計測制御系統施設	計表	核計表	安全保護回路	その他の主要な計表 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路	放射性廃棄物の廃棄施設	制御設備	制御材 制御材駆動設備	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 ガス圧縮装置 [※] ガス減衰タンク [※] 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 [※] 廃液処理系 [※] 洗浄排水処理系 [※] 復水器冷却水放水口 [※] アスファルト固化装置 [※] セメント固化装置 [※] ペイラ [※]	<p>第4.1表 廃止措置対象施設の範囲 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">計測制御系統施設</td> <td>計表</td> <td>核計表</td> </tr> <tr> <td>安全保護回路</td> <td>その他の主要な計表 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>制御設備</td> <td>制御材 制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 ガス圧縮装置^{※1} ガス減衰タンク^{※1} 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系^{※1} 洗浄排水処理系^{※1,※2} 復水器冷却水放水口^{※1,※2} アスファルト固化装置^{※1} セメント固化装置^{※1,※2} ペイラ^{※1,※2} 雑固体焼却設備^{※1,※3} 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備^{※1,※3} 雑固体溶解処理設備^{※1,※3} 使用済樹脂貯蔵タンク^{※1,※2} 使用済樹脂処理装置^{※1} 固体廃棄物貯蔵庫^{※1,※3} 蒸気発生器保管庫^{※1,※3}</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	計測制御系統施設	計表	核計表	安全保護回路	その他の主要な計表 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路	放射性廃棄物の廃棄施設	制御設備	制御材 制御材駆動設備	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 ガス圧縮装置 ^{※1} ガス減衰タンク ^{※1} 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系 ^{※1} 洗浄排水処理系 ^{※1,※2} 復水器冷却水放水口 ^{※1,※2} アスファルト固化装置 ^{※1} セメント固化装置 ^{※1,※2} ペイラ ^{※1,※2} 雑固体焼却設備 ^{※1,※3} 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備 ^{※1,※3} 雑固体溶解処理設備 ^{※1,※3} 使用済樹脂貯蔵タンク ^{※1,※2} 使用済樹脂処理装置 ^{※1} 固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1,※3} 蒸気発生器保管庫 ^{※1,※3}	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (1、2号炉共用施設及び1～4号炉共用施設のうち「一部」又は「全部」の施設が共用であることの明確化)
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																												
計測制御系統施設	計表	核計表																												
	安全保護回路	その他の主要な計表 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路																												
放射性廃棄物の廃棄施設	制御設備	制御材 制御材駆動設備																												
	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 ガス圧縮装置 [※] ガス減衰タンク [※] 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 [※] 廃液処理系 [※] 洗浄排水処理系 [※] 復水器冷却水放水口 [※] アスファルト固化装置 [※] セメント固化装置 [※] ペイラ [※]																												
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																												
計測制御系統施設	計表	核計表																												
	安全保護回路	その他の主要な計表 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路																												
放射性廃棄物の廃棄施設	制御設備	制御材 制御材駆動設備																												
	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 ガス圧縮装置 ^{※1} ガス減衰タンク ^{※1} 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系 ^{※1} 洗浄排水処理系 ^{※1,※2} 復水器冷却水放水口 ^{※1,※2} アスファルト固化装置 ^{※1} セメント固化装置 ^{※1,※2} ペイラ ^{※1,※2} 雑固体焼却設備 ^{※1,※3} 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備 ^{※1,※3} 雑固体溶解処理設備 ^{※1,※3} 使用済樹脂貯蔵タンク ^{※1,※2} 使用済樹脂処理装置 ^{※1} 固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1,※3} 蒸気発生器保管庫 ^{※1,※3}																												
		<p>※：2号炉、3号炉又は4号炉との共用施設(一部共用を含む。)</p>	<p>※1：2号炉との共用施設 ※2：当該施設のうち一部が3号炉又は4号炉との共用施設 ※3：当該施設のうち全てが3号炉又は4号炉との共用施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器保管庫の3号炉との共用化に伴う変更 																										

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まれない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																														
6	四 第4.1表 廃止措置対象施設の範囲	<p>第4.1表 廃止措置対象施設の範囲 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射線管理施設</td> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備[※]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋外管理用の主要な設備</td> <td>放射線管理設備[※]</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>気象観測設備[※]</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉格納施設</td> <td rowspan="2">構造</td> <td>敷地内外の固定モニタ[※]</td> </tr> <tr> <td>放射能観測車[※]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>環境試料の放射線測定装置[※]</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他原子炉の付属設備</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物及び構築物</td> <td>アニュラス空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>受電系統[※]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>タービン建屋</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：2号炉、3号炉又は4号炉との共用施設(一部共用を含む。)</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 [※]	屋外管理用の主要な設備	放射線管理設備 [※]	排気モニタ		気象観測設備 [※]		原子炉格納施設	構造	敷地内外の固定モニタ [※]	放射能観測車 [※]	その他の主要な事項	環境試料の放射線測定装置 [※]	原子炉格納容器		その他原子炉の付属設備	非常用電源設備	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器換気設備	建物及び構築物	アニュラス空気再循環設備	原子炉格納容器スプレイ設備			受電系統 [※]			ディーゼル発電機			蓄電池			タービン建屋	<p>第4.1表 廃止措置対象施設の範囲 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射線管理施設</td> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋外管理用の主要な設備</td> <td>放射線管理設備^{※1,※2}</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>気象観測設備^{※1,※3}</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉格納施設</td> <td rowspan="2">構造</td> <td>敷地内外の固定モニタ^{※1,※3}</td> </tr> <tr> <td>放射能観測車^{※1,※3}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>環境試料の放射線測定装置^{※1,※3}</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他原子炉の付属設備</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物及び構築物</td> <td>アニュラス空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>受電系統^{※1,※2}</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>タービン建屋</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2号炉との共用施設 ※2：当該施設のうち一部が3号炉又は4号炉との共用施設 ※3：当該施設のうち全てが3号炉又は4号炉との共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 ^{※1}	屋外管理用の主要な設備	放射線管理設備 ^{※1,※2}	排気モニタ		気象観測設備 ^{※1,※3}		原子炉格納施設	構造	敷地内外の固定モニタ ^{※1,※3}	放射能観測車 ^{※1,※3}	その他の主要な事項	環境試料の放射線測定装置 ^{※1,※3}	原子炉格納容器		その他原子炉の付属設備	非常用電源設備	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器換気設備	建物及び構築物	アニュラス空気再循環設備	原子炉格納容器スプレイ設備			受電系統 ^{※1,※2}			ディーゼル発電機			蓄電池			タービン建屋	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (1、2号炉共用施設及び1～4号炉共用施設のうち「一部」又は「全部」の施設が共用であることとの明確化)
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																																
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 [※]																																																																																
	屋外管理用の主要な設備	放射線管理設備 [※]																																																																																
		排気モニタ																																																																																
		気象観測設備 [※]																																																																																
原子炉格納施設	構造	敷地内外の固定モニタ [※]																																																																																
		放射能観測車 [※]																																																																																
	その他の主要な事項	環境試料の放射線測定装置 [※]																																																																																
		原子炉格納容器																																																																																
その他原子炉の付属設備	非常用電源設備	原子炉格納容器空気再循環設備																																																																																
		原子炉格納容器換気設備																																																																																
	建物及び構築物	アニュラス空気再循環設備																																																																																
		原子炉格納容器スプレイ設備																																																																																
		受電系統 [※]																																																																																
		ディーゼル発電機																																																																																
		蓄電池																																																																																
		タービン建屋																																																																																
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																																
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 ^{※1}																																																																																
	屋外管理用の主要な設備	放射線管理設備 ^{※1,※2}																																																																																
		排気モニタ																																																																																
		気象観測設備 ^{※1,※3}																																																																																
原子炉格納施設	構造	敷地内外の固定モニタ ^{※1,※3}																																																																																
		放射能観測車 ^{※1,※3}																																																																																
	その他の主要な事項	環境試料の放射線測定装置 ^{※1,※3}																																																																																
		原子炉格納容器																																																																																
その他原子炉の付属設備	非常用電源設備	原子炉格納容器空気再循環設備																																																																																
		原子炉格納容器換気設備																																																																																
	建物及び構築物	アニュラス空気再循環設備																																																																																
		原子炉格納容器スプレイ設備																																																																																
		受電系統 ^{※1,※2}																																																																																
		ディーゼル発電機																																																																																
		蓄電池																																																																																
		タービン建屋																																																																																

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
一	<p>四 第4.2図 廃止措置対象施設の管 理区域全体 図</p>	<p>第4.2図 廃止措置対象施設の管理区域全体図</p> <p>凡例 管理区域</p> <p>※：1号炉及び2号炉共用 又は、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用</p>	<p>第4.2図 廃止措置対象施設の管理区域全体図</p> <p>凡例 管理区域</p> <p>※：1号炉及び2号炉共用 又は、1号炉、2号炉及び3号炉共用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蒸気発生器保管庫の3号炉との共用化に伴う変更 ・ 記載の適正化(共用号炉が明確となるよう図及び凡例を変更) ・ 記載の適正化(廃止措置対象施設の管理区域について、2号炉との共用施設も1号炉の申請書に記載するよう変更)

注) 下線及び点線枠は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																																																						
13	五 第5.1表 解体対象施設	<p>第5.1表 解体対象施設(1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉施設の一般構造</td> <td>その他の主要な構造</td> <td>原子炉補助建屋^{※1,※4}</td> </tr> <tr> <td>原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体^{※2}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射線遮へい体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原子炉格納容器周囲のコンクリート壁^{※1}</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td>核燃料物質取扱設備(燃料取扱設備)</td> <td>燃料取扱装置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>燃料移送装置^{※3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>除染装置^{※3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>新燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>使用済燃料貯蔵設備^{※3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却システム施設</td> <td>1次冷却設備</td> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1次冷却材管</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2次冷却設備</td> <td>高圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>非常用冷却設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>低圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の主要な事項</td> <td>化学体種制御設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>タービンバイパス設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主蒸気安全弁及び大気放出弁</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。</p> <p>※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。</p> <p>※3：3号炉又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除く。</p> <p>※4：2号炉との共用施設については2号炉の廃止措置計画認可申請書に記載する。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋 ^{※1,※4}	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物		燃料体	燃料集合体 ^{※2}		原子炉容器	原子炉容器		放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁			原子炉格納容器周囲のコンクリート壁 ^{※1}	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備(燃料取扱設備)	燃料取扱装置			燃料移送装置 ^{※3}			除染装置 ^{※3}			新燃料貯蔵設備			使用済燃料貯蔵設備 ^{※3}			蒸気発生器	原子炉冷却システム施設	1次冷却設備	1次冷却材ポンプ			1次冷却材管			加圧器			タービン		2次冷却設備	高圧注入系			非常用冷却設備			低圧注入系			蓄圧注入系		その他の主要な事項	化学体種制御設備			余熱除去設備			タービンバイパス設備			主蒸気安全弁及び大気放出弁	<p>第5.1表 解体対象施設(1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉施設の一般構造</td> <td>その他の主要な構造</td> <td>原子炉補助建屋^{※1,※4}</td> </tr> <tr> <td>原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体^{※2}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射線遮へい体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原子炉格納容器周囲のコンクリート壁^{※1}</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td>核燃料物質取扱設備(燃料取扱設備)</td> <td>燃料取扱装置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>燃料移送装置^{※3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>除染装置^{※3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>新燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>使用済燃料貯蔵設備^{※3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却システム施設</td> <td>1次冷却設備</td> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1次冷却材管</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2次冷却設備</td> <td>高圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>非常用冷却設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>低圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の主要な事項</td> <td>化学体種制御設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>タービンバイパス設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主蒸気安全弁及び大気放出弁</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。</p> <p>※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。</p> <p>※3：3号炉又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除く。</p> <p>※4：2号炉との共用施設については解体対象施設を含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋 ^{※1,※4}	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物		燃料体	燃料集合体 ^{※2}		原子炉容器	原子炉容器		放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁			原子炉格納容器周囲のコンクリート壁 ^{※1}	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備(燃料取扱設備)	燃料取扱装置			燃料移送装置 ^{※3}			除染装置 ^{※3}			新燃料貯蔵設備			使用済燃料貯蔵設備 ^{※3}			蒸気発生器	原子炉冷却システム施設	1次冷却設備	1次冷却材ポンプ			1次冷却材管			加圧器			タービン		2次冷却設備	高圧注入系			非常用冷却設備			低圧注入系			蓄圧注入系		その他の主要な事項	化学体種制御設備			余熱除去設備			タービンバイパス設備			主蒸気安全弁及び大気放出弁	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化(2号炉との共用施設について、1号炉の申請書に記載することによる解体対象施設の明確化)
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																																																																																																								
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋 ^{※1,※4}																																																																																																																																																								
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																																																																																																								
	燃料体	燃料集合体 ^{※2}																																																																																																																																																								
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																																																																																								
	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁																																																																																																																																																								
		原子炉格納容器周囲のコンクリート壁 ^{※1}																																																																																																																																																								
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備(燃料取扱設備)	燃料取扱装置																																																																																																																																																								
		燃料移送装置 ^{※3}																																																																																																																																																								
		除染装置 ^{※3}																																																																																																																																																								
		新燃料貯蔵設備																																																																																																																																																								
		使用済燃料貯蔵設備 ^{※3}																																																																																																																																																								
		蒸気発生器																																																																																																																																																								
原子炉冷却システム施設	1次冷却設備	1次冷却材ポンプ																																																																																																																																																								
		1次冷却材管																																																																																																																																																								
		加圧器																																																																																																																																																								
		タービン																																																																																																																																																								
	2次冷却設備	高圧注入系																																																																																																																																																								
		非常用冷却設備																																																																																																																																																								
		低圧注入系																																																																																																																																																								
		蓄圧注入系																																																																																																																																																								
	その他の主要な事項	化学体種制御設備																																																																																																																																																								
		余熱除去設備																																																																																																																																																								
		タービンバイパス設備																																																																																																																																																								
		主蒸気安全弁及び大気放出弁																																																																																																																																																								
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																																																																																																								
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋 ^{※1,※4}																																																																																																																																																								
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																																																																																																								
	燃料体	燃料集合体 ^{※2}																																																																																																																																																								
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																																																																																								
	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁																																																																																																																																																								
		原子炉格納容器周囲のコンクリート壁 ^{※1}																																																																																																																																																								
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備(燃料取扱設備)	燃料取扱装置																																																																																																																																																								
		燃料移送装置 ^{※3}																																																																																																																																																								
		除染装置 ^{※3}																																																																																																																																																								
		新燃料貯蔵設備																																																																																																																																																								
		使用済燃料貯蔵設備 ^{※3}																																																																																																																																																								
		蒸気発生器																																																																																																																																																								
原子炉冷却システム施設	1次冷却設備	1次冷却材ポンプ																																																																																																																																																								
		1次冷却材管																																																																																																																																																								
		加圧器																																																																																																																																																								
		タービン																																																																																																																																																								
	2次冷却設備	高圧注入系																																																																																																																																																								
		非常用冷却設備																																																																																																																																																								
		低圧注入系																																																																																																																																																								
		蓄圧注入系																																																																																																																																																								
	その他の主要な事項	化学体種制御設備																																																																																																																																																								
		余熱除去設備																																																																																																																																																								
		タービンバイパス設備																																																																																																																																																								
		主蒸気安全弁及び大気放出弁																																																																																																																																																								

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まれない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																
14	五 第5.1表 解体対象施設	<p>第5.1表 解体対象施設 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建屋) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">計測制御系統施設</td> <td>計表</td> <td>核計表</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">設</td> <td>その他の主要な計表</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td>安全保護回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">制御設備</td> <td>その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備) ※1</td> <td>原子炉補助建屋排気筒</td> </tr> <tr> <td>ほう酸回収系</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備) ※3※4</td> <td>廃液処理系</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備) ※3※4</td> <td>＝</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。</p> <p>※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。</p> <p>※3：3号炉又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除く。</p> <p>※4：2号炉との共用施設については2号炉の廃止措置計画認可申請書に記載する。</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	計測制御系統施設	計表	核計表	設	その他の主要な計表	原子炉停止回路	安全保護回路	制御設備	その他の主要な安全保護回路	制御材	制御材駆動設備	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備) ※1	原子炉補助建屋排気筒	ほう酸回収系	液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備) ※3※4	廃液処理系	固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備) ※3※4	＝	<p>第5.1表 解体対象施設 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建屋) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">計測制御系統施設</td> <td>計表</td> <td>核計表</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">設</td> <td>その他の主要な計表</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td>安全保護回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">制御設備</td> <td>その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備) ※1</td> <td>原子炉補助建屋排気筒</td> </tr> <tr> <td>ほう酸回収系</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備) ※3※4</td> <td>廃液処理系</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備) ※3※4</td> <td>復水器冷却水放水口※3※4 アスファルト固化装置※4 セメント固化装置※3※4 ペイラ※3※1 使用済樹脂貯蔵タンク※3※4 使用済樹脂処理装置※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。</p> <p>※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。</p> <p>※3：3号炉又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除く。</p> <p>※4：2号炉のみとの共用施設については解体対象施設を含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	計測制御系統施設	計表	核計表	設	その他の主要な計表	原子炉停止回路	安全保護回路	制御設備	その他の主要な安全保護回路	制御材	制御材駆動設備	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備) ※1	原子炉補助建屋排気筒	ほう酸回収系	液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備) ※3※4	廃液処理系	固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備) ※3※4	復水器冷却水放水口※3※4 アスファルト固化装置※4 セメント固化装置※3※4 ペイラ※3※1 使用済樹脂貯蔵タンク※3※4 使用済樹脂処理装置※4	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (2号炉との共用施設について、1号炉の申請書に記載することによる解体対象施設の明確化)
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称																																																		
計測制御系統施設	計表	核計表																																																		
	設	その他の主要な計表																																																		
		原子炉停止回路																																																		
		安全保護回路																																																		
制御設備	その他の主要な安全保護回路																																																			
	制御材																																																			
	制御材駆動設備																																																			
その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備																																																			
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備) ※1	原子炉補助建屋排気筒																																																		
		ほう酸回収系																																																		
	液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備) ※3※4	廃液処理系																																																		
	固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備) ※3※4	＝																																																		
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称																																																		
計測制御系統施設	計表	核計表																																																		
	設	その他の主要な計表																																																		
		原子炉停止回路																																																		
		安全保護回路																																																		
制御設備	その他の主要な安全保護回路																																																			
	制御材																																																			
	制御材駆動設備																																																			
その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備																																																			
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備) ※1	原子炉補助建屋排気筒																																																		
		ほう酸回収系																																																		
	液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備) ※3※4	廃液処理系																																																		
	固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備) ※3※4	復水器冷却水放水口※3※4 アスファルト固化装置※4 セメント固化装置※3※4 ペイラ※3※1 使用済樹脂貯蔵タンク※3※4 使用済樹脂処理装置※4																																																		

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まれない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																				
15	五 第5.1表 解体対象施設	<p>第5.1表 解体対象施設(3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td>屋内管理用の主要な設備<small>※3※4</small></td> <td>放射線監視設備</td> </tr> <tr> <td>屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気モニタ 排水モニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器<small>※1</small></td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備 原子炉格納容器換気設備 アニュラス空気再循環設備 原子炉格納容器スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他原子炉の付属設備</td> <td>非常用電源設備<small>※3※4</small></td> <td>ディーゼル発電機 蓄電池</td> </tr> <tr> <td>その他主要施設</td> <td>建物及び構築物 タービン建屋<small>※1</small></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射線物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。 ※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。 ※3：3号炉又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除く。 ※4：2号炉との共用施設については2号炉の廃止措置計画認可申請書に記載する。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備 <small>※3※4</small>	放射線監視設備	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ 排水モニタ	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器 <small>※1</small>	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備 原子炉格納容器換気設備 アニュラス空気再循環設備 原子炉格納容器スプレイ設備	その他原子炉の付属設備	非常用電源設備 <small>※3※4</small>	ディーゼル発電機 蓄電池	その他主要施設	建物及び構築物 タービン建屋 <small>※1</small>	<p>第5.1表 解体対象施設(3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備<small>※1</small> 放射線管理設備<small>※3※4</small></td> </tr> <tr> <td>屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気モニタ 排水モニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器<small>※1</small></td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備 原子炉格納容器換気設備 アニュラス空気再循環設備 原子炉格納容器スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他原子炉の付属設備</td> <td>非常用電源設備</td> <td>受電系統<small>※3※4</small> ディーゼル発電機 蓄電池</td> </tr> <tr> <td>その他主要施設</td> <td>建物及び構築物 タービン建屋<small>※1</small></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射線物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。 ※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。 ※3：3号炉又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除く。 ※4：2号炉のみとの共用施設については解体対象施設を含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 <small>※1</small> 放射線管理設備 <small>※3※4</small>	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ 排水モニタ	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器 <small>※1</small>	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備 原子炉格納容器換気設備 アニュラス空気再循環設備 原子炉格納容器スプレイ設備	その他原子炉の付属設備	非常用電源設備	受電系統 <small>※3※4</small> ディーゼル発電機 蓄電池	その他主要施設	建物及び構築物 タービン建屋 <small>※1</small>	<p>・記載の適正化 (2号炉との共用施設について、1号炉の申請書に記載することによる解体対象施設の明確化)</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																						
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備 <small>※3※4</small>	放射線監視設備																																						
	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ 排水モニタ																																						
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器 <small>※1</small>																																						
	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備 原子炉格納容器換気設備 アニュラス空気再循環設備 原子炉格納容器スプレイ設備																																						
その他原子炉の付属設備	非常用電源設備 <small>※3※4</small>	ディーゼル発電機 蓄電池																																						
	その他主要施設	建物及び構築物 タービン建屋 <small>※1</small>																																						
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																						
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 <small>※1</small> 放射線管理設備 <small>※3※4</small>																																						
	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ 排水モニタ																																						
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器 <small>※1</small>																																						
	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備 原子炉格納容器換気設備 アニュラス空気再循環設備 原子炉格納容器スプレイ設備																																						
その他原子炉の付属設備	非常用電源設備	受電系統 <small>※3※4</small> ディーゼル発電機 蓄電池																																						
	その他主要施設	建物及び構築物 タービン建屋 <small>※1</small>																																						

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まれない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
一	<p>五 第5.1図 解体対象施設 の配置図</p>			<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器保管庫の3号炉との共用化に伴う変更 記載の適正化(共用号炉が明確となるよう図及び凡例を変更) 記載の適正化(解体対象施設について、2号炉との共用施設も1号炉の申請書に記載するよう変更)

注) 下線及び点線枠は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
一	六 2. 核燃料物質 の管理	<p>2. 核燃料物質の管理</p> <p>1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵している使用済燃料は、譲り渡すまでの期間、1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵、又は1号炉原子炉補助建屋から、専用の使用済燃料輸送容器に収納し、4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット：1号、2号及び4号炉共用）に搬出し、貯蔵する。また、既に4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に搬出した使用済燃料については、譲り渡すまでの期間、4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）にて貯蔵する。1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵する使用済燃料は1号炉にて管理し、4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵する使用済燃料は4号炉にて管理する。使用済燃料の取扱い及び貯蔵は、既設の核燃料物質取扱設備で取り扱うと共に、安全確保のため及び漏えいの監視機能、浄化冷却機能及び給水機能（ほう酸濃度を除く。）を有する設備を維持管理する。</p>	<p>2. 核燃料物質の管理</p> <p>1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵している使用済燃料は、譲り渡すまでの期間、1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵、又は1号炉原子炉補助建屋から、専用の使用済燃料輸送容器に収納し、4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット：1号、2号及び4号炉共用）に搬出し、貯蔵する。なお、1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵する使用済燃料は、<u>解体工事準備期間から原子炉周辺設備等解体撤去期間の中で1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）外へ搬出する。また、既に4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に搬出した使用済燃料については、譲り渡すまでの期間、4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）にて貯蔵する。1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料は1号炉にて管理し、4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵する使用済燃料は4号炉にて管理する。使用済燃料の取扱い及び貯蔵は、既設の核燃料物質取扱設備で取り扱うと共に、安全確保のため及び漏えいの監視機能、浄化冷却機能及び給水機能（ほう酸濃度を除く。）を有する設備を維持管理する。</u></p> <p>1号炉原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料は、譲り渡すまでの期間、1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵している新燃料は、譲り渡すまでの期間、1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵する。新燃料の取扱い及び貯蔵は、既設の核燃料物質取扱設備で取り扱うと共に、安全確保のために必要な燃料落下防止機能、臨界防止機能及び全確保のため</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の具体化（1号使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料を「原子炉周辺設備等解体撤去期間」までに1号使用済燃料ピット外へ搬出することの明確化）
		<p>1号炉原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料は、譲り渡すまでの期間、1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵している新燃料は、譲り渡すまでの期間、1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵する。新燃料の取扱い及び貯蔵は、既設の核燃料物質取扱設備で取り扱うと共に、安全確保のために必要な燃料落下防止機能、臨界防止機能及び</p>	<p>1号炉原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料は、譲り渡すまでの期間、1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵している新燃料は、譲り渡すまでの期間、1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵する。新燃料の取扱い及び貯蔵は、既設の核燃料物質取扱設備で取り扱うと共に、安全確保のために必要な燃料落下防止機能、臨界防止機能及び</p>	

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
一	六 2. 核燃料物質 の管理	<p>除染機能を有する既設の設備を維持管理する。なお、新燃料は低濃縮ウラン燃料であり放射能は低いため、崩壊熱除去及び遮へいについては特別な措置を要しない。</p> <p>これらの核燃料物質の貯蔵に係る保安のために必要な措置を「保安規定」に定めて実施する。</p> <p>1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）から全ての使用済燃料を搬出し終えた後は、4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）は廃止措置対象施設としては取り扱わず、1号炉の全ての使用済燃料は廃止措置対象施設から搬出されたものとする。</p>	<p>除染機能を有する既設の設備を維持管理する。なお、新燃料は低濃縮ウラン燃料であり放射能は低いため、崩壊熱除去及び遮へいについては特別な措置を要しない。</p> <p>これらの核燃料物質の貯蔵に係る保安のために必要な措置を「保安規定」に定めて実施する。</p> <p>1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）から全ての使用済燃料を搬出し終えた後は、4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）は廃止措置対象施設としては取り扱わず、1号炉の全ての使用済燃料は廃止措置対象施設から搬出されたものとする。</p>	

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
—	八 放射線気体 廃棄物の廃 棄	<p>1. 放射線気体廃棄物の廃棄</p> <p>1.3 放射線気体廃棄物の管理方法</p> <p>(1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中は、放射線気体廃棄物を適切に処理処 分するために、既設の気体廃棄物の廃棄設備及び測定に必要 な放出管理用計測器等を維持管理する。</p> <p>また、放射線気体廃棄物の放出に際しては、排気筒等にお いて放射性物質濃度の測定等を行い、「線量告示」に定める 周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないよう すると共に、放射線気体廃棄物の年間放出量から放出管理目 標値を第8.1表のとおり設定し、これを超えないように努め る。</p> <p>放射線気体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置を「保 安規定」に定めて管理する。</p> <p>(2) 原子炉周辺設備等解体撤去期間以降</p> <p>原子炉周辺設備等解体撤去期間以降に発生する放射性気体 廃棄物の管理方法は、解体工事準備期間に行う汚染状況の調 査結果を踏まえ、原子炉周辺設備等解体撤去期間に入るまで に廃止措置計画の変更の認可を受ける。</p>	<p>1. 放射線気体廃棄物の廃棄</p> <p>1.3 放射線気体廃棄物の管理方法</p> <p>(1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中は、放射線気体廃棄物を適切に処理処 分するために、既設の気体廃棄物の廃棄設備及び測定に必要 な放出管理用計測器等を維持管理する。</p> <p>また、放射線気体廃棄物の放出に際しては、排気筒等にお いて放射性物質濃度の測定等を行い、「線量告示」に定める 周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないよう すると共に、放射線気体廃棄物の年間放出量から放出管理目 標値を第8.1表のとおり設定し、これを超えないように努め る。</p> <p>また、周辺環境に対する放射線モニタリングについても原 子炉運転中と同様に行う。</p> <p>放射線気体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置を「保 安規定」に定めて管理する。</p> <p>(2) 原子炉周辺設備等解体撤去期間以降</p> <p>原子炉周辺設備等解体撤去期間以降においては、管理区域 内設備の解体撤去の状況に応じて、処理に必要なとなる放射性 廃棄物処理機能や放出管理機能を維持しながら管理放出す る。</p> <p>なお、原子炉周辺設備等解体撤去期間以降に発生する放射 性気体廃棄物の管理方法は、解体工事準備期間に行う汚染状 況の調査結果を踏まえ、原子炉周辺設備等解体撤去期間に入 るまでに廃止措置計画の変更の認可を受ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (「解体工事準備期間」も運転中と同様に放射線モニタリングを実施することの明確化) 記載の適正化 (「原子炉周辺設備等解体撤去期間」以降も放射性廃棄物処理機能や放出管理機能を維持しながら管理放出することの明確化)

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
—	八 2. 放射性液体 廃棄物の廃 棄	<p>2. 放射性液体廃棄物の廃棄</p> <p>2.3 放射性液体廃棄物の管理方法</p> <p>(1) 解体工事準備期間中</p> <p>解体工事準備期間中は、放射性液体廃棄物の適切な処理処分及び放出量を合理的に可能な限り低減するために、既設の液体廃棄物の廃棄設備及び測定に必要な放出管理用計測器等を維持管理する。</p> <p>また、放射性液体廃棄物の放出に際しては、廃液蒸留水タンク又は洗浄排水モニタリングにおいて放射性物質濃度の測定等を行い、復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度が、「線量告示」に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにすると共に、放射性液体廃棄物の年間放出量から放出管理目標値を第8.2表のとおり設定し、これを超えないように努める。</p> <p>放射性液体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置を「保安規定」に定めて管理する。</p> <p>(2) 原子炉周辺設備等解体撤去期間以降</p> <p>原子炉周辺設備等解体撤去期間以降に発生する放射性液体廃棄物の管理方法は、解体工事準備期間に行う汚染状況の調査結果を踏まえ、原子炉周辺設備等解体撤去期間に入るまでに廃止措置計画の変更の認可を受ける。</p>	<p>2. 放射性液体廃棄物の廃棄</p> <p>2.3 放射性液体廃棄物の管理方法</p> <p>(1) 解体工事準備期間中</p> <p>解体工事準備期間中は、放射性液体廃棄物の適切な処理処分及び放出量を合理的に可能な限り低減するために、既設の液体廃棄物の廃棄設備及び測定に必要な放出管理用計測器等を維持管理する。</p> <p>また、放射性液体廃棄物の放出に際しては、廃液蒸留水タンク又は洗浄排水モニタリングにおいて放射性物質濃度の測定等を行い、復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度が、「線量告示」に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにすると共に、放射性液体廃棄物の年間放出量から放出管理目標値を第8.2表のとおり設定し、これを超えないように努める。</p> <p><u>また、排水中の放射性物質の濃度は、排水モニタによって監視する。</u></p> <p>放射性液体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置を「保安規定」に定めて管理する。</p> <p>(2) 原子炉周辺設備等解体撤去期間以降</p> <p>原子炉周辺設備等解体撤去期間以降においては、管理区域内設備の解体撤去の状況に応じて、処理に必要な放射性廃棄物処理機能や放出管理機能を維持しながら管理放出する。</p> <p>なお、原子炉周辺設備等解体撤去期間以降に発生する放射性液体廃棄物の管理方法は、解体工事準備期間に行う汚染状況の調査結果を踏まえ、原子炉周辺設備等解体撤去期間に入るまでに廃止措置計画の変更の認可を受ける。</p>	<p>・記載の適正化（「解体工事準備期間」も運転中と同様に排水モニタによる監視を実施することの明確化）</p> <p>・記載の適正化（「原子炉周辺設備等解体撤去期間」以降も放射性廃棄物処理機能や放出管理機能を維持しながら管理放出することの明確化）</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
20	八 3. 放射性固体 廃棄物の廃 棄	<p>3. 放射性固体廃棄物の廃棄</p> <p>3.4 放射性固体廃棄物の管理方法</p> <p>(1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中は、放射性固体廃棄物の適切な処理処分及び性状等に応じた区分管理をし、減容処理等を行うことで発生量を合理的に可能な限り低減する。</p> <p>廃止措置工事に伴い発生する放射性固体廃棄物については、固体廃棄物貯蔵庫等の保管容量を超えないように適切に貯蔵又は保管する。 放射性固体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置を「保安規定」に定めて管理する。 なお、放射性固体廃棄物の事業所内における運搬は、関係法令を遵守して実施する。</p>	<p>3. 放射性固体廃棄物の廃棄</p> <p>3.4 放射性固体廃棄物の管理方法</p> <p>(1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中は、放射性固体廃棄物の適切な処理処分及び性状等に応じた区分管理をし、減容処理等を行うことで発生量を合理的に可能な限り低減するために、<u>既設の固体廃棄物の廃棄設備を維持管理する。</u></p> <p>廃止措置工事に伴い発生する放射性固体廃棄物については、固体廃棄物貯蔵庫等の保管容量を超えないように適切に貯蔵又は保管する。 放射性固体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置を「保安規定」に定めて管理する。 なお、放射性固体廃棄物の事業所内における運搬は、関係法令を遵守して実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (既設の固体廃棄物の廃棄設備を維持管理することの明確化)

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まれない。

北海道原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
-	補正書類一 第1.1.1 図 当直課長引継簿	<p>第1.1.1 図 当直課長引継簿</p>	<p>第1.1.1 図 当直課長引継簿</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (「燃料取出し完了」の記載及び運転モード「6」から「1」(モード外)) になっていることと、全ての燃料集合体の取出しが完了していることが確認できるような枠囲みの範囲を変更)

注) 赤点線枠は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
—	補正書類二 第2.1.1図 廃止措置に 係る工事作 業区域図	<p>第2.1.1図 廃止措置に係る工事作業区域図</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■：工事作業区域 ○：1号炉及び2号炉共用 ○：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用 ○：1号炉及び3号炉共用 ○：2号炉及び4号炉共用 <p>1号炉及び2号炉共用 2号炉及び4号炉共用 3号炉及び4号炉共用 4号炉</p> <p>1号炉及び2号炉共用 2号炉及び4号炉共用 3号炉及び4号炉共用 4号炉</p>	<p>第2.1.1図 廃止措置に係る工事作業区域図</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■：工事作業区域 ○：1号炉及び2号炉共用 ○：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用 ○：1号炉及び3号炉共用 ○：2号炉及び4号炉共用 <p>1号炉及び2号炉共用 2号炉及び4号炉共用 3号炉及び4号炉共用 4号炉</p> <p>1号炉及び2号炉共用 2号炉及び4号炉共用 3号炉及び4号炉共用 4号炉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蒸気発生器保管庫の3号炉との共用化に伴う変更 ・ 記載の適正化 (共用号炉が明確となるよう図及び凡例を変更) ・ 記載の適正化 (工事作業区域について、2号炉との共用施設も1号炉の申請書に記載するよう変更)

注) 下線及び点線枠は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
—	<p>添付書類四</p> <p>1. 解体工事準備期間中の事故時における周辺公衆の受ける線量評価</p>	<p>1. 解体工事準備期間中の事故時における周辺公衆の受ける線量評価</p> <p>1.1 事故の想定</p> <p>1号原子炉施設における炉心からの燃料集合体の取出しは既に完了しており、解体工事準備期間中は、「六 核燃料物質の管理及び譲渡し」に記載のとおり、1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に使用済燃料を貯蔵している。また、汚染された設備の解体撤去を行わず、「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に記載のとおり、必要な設備について機能を継続して維持管理することから、原子炉運転中の定期検査時と同等の状態が継続する。</p> <p>したがって、解体工事準備期間中の廃止措置に係る過失、機械又は装置の故障により想定する事故、また、原子炉運転中と同様に想定される地震、火災等により想定する事故は、運転中の定期検査時の想定と同様であることから、解体工事準備期間に想定すべき事故は「燃料集合体の落下」とする。</p>	<p>1. 解体工事準備期間中の事故時における周辺公衆の受ける線量評価</p> <p>1.1 事故の想定</p> <p>1号原子炉施設における炉心からの燃料集合体の取出しは既に完了しており、解体工事準備期間中は、「六 核燃料物質の管理及び譲渡し」に記載のとおり、1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に使用済燃料を貯蔵している。また、汚染された設備の解体撤去を行わず、「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に記載のとおり、必要な設備について機能を継続して維持管理することから、原子炉運転中の定期検査時と同等の状態が継続する。</p> <p>したがって、解体工事準備期間中の廃止措置に係る過失、機械又は装置の故障により想定する事故、また、原子炉運転中と同様に想定される地震、火災等により想定する事故は、運転中の定期検査時の想定と同様であることから、解体工事準備期間に想定すべき事故として、「<u>原子炉設置許可申請書添付書類十に示す事故のうち、環境への放射性物質の異常な放出現象の「燃料集合体の落下」とする。</u></p> <p>また、想定を超える自然災害等については、「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示すとおり、使用済燃料貯蔵設備の冷却機能や冷却水が喪失し、使用済燃料ピットから冷却水が大量に漏えいする事象における影響を確認している。</p>	<p>・記載の適正化 (想定事故について、設置許可申請書添付資料十を参考に選定したことの明確化)</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まれない。

玄海原子力発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
—	添付書類六 1. 概要	<p>1. 概要</p> <p>1号原子炉施設の廃止措置期間中に機能を維持すべき設備等は、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に基づき、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図ると共に、使用済燃料の貯蔵のための管理、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間、必要な機能を維持管理する。</p> <p>これらの設備等の機能については、定期的に点検等で確認していく。</p> <p>なお、これら廃止措置期間中に機能を維持すべき設備等の維持管理に関しては、「保安規定」に管理の方法を定めて、これに基づき実施する。</p>	<p>1. 概要</p> <p>1号原子炉施設の廃止措置期間中に機能を維持すべき設備等は、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に基づき、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図ると共に、使用済燃料の貯蔵のための管理、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間、必要な機能を維持管理する。</p> <p>これらの設備等の機能については、定期的に点検、校正及び検査等で確認していく。</p> <p>なお、これら廃止措置期間中に機能を維持すべき設備等の維持管理に関しては、「保安規定」に管理の方法を定めて、これに基づき実施する。</p> <p>2. 維持管理対象設備のうち共用施設における維持管理</p> <p>「四 廃止措置対象施設及びその敷地」に示す 2号炉、3号炉又は4号炉との共用施設における保守管理及び施設定期検査を含めた維持管理の考え方は以下のとおりである。</p> <p>(1) 2号炉との共用施設については、2号炉にて維持管理を実施する。</p> <p>(2) 2号炉、3号炉及び4号炉との共用施設については、3号炉又は4号炉にて維持管理を実施する。</p> <p>(3) 2号炉及び4号炉との共用施設については、4号炉にて維持管理を実施する。</p> <p>(4) 2号炉及び3号炉との共用施設（蒸気発生器保管庫）については、2号炉にて維持管理を実施する。</p> <p>3. 解体工事準備期間における維持管理に関する内容</p> <p>解体工事準備期間中に機能を維持すべき設備等に対し、廃止措置期間中に要求される機能及び維持すべき期間を第6.1.1表に示す。</p>	<p>・記載の適正化 (維持管理設備の「検査・校正」の実施に関する記載の明確化)</p> <p>・記載の明確化 (維持管理対象設備のうち共用施設における維持管理の考え方に關する記載の追加)</p> <p>・記載の明確化 (今回の申請内容が解体工事準備期間中に機能を維持すべき設備に関する記載で あることの明確化)</p>
—	—	<p>2. 維持管理に関する内容</p> <p>廃止措置期間中に機能を維持すべき設備等に対し、要求される機能及び維持すべき期間を第6.1.1表に示す。</p>	<p>3. 解体工事準備期間における維持管理に関する内容</p> <p>解体工事準備期間中に機能を維持すべき設備等に対し、廃止措置期間中に要求される機能及び維持すべき期間を第6.1.1表に示す。</p>	

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-1	添付書類六 2. 維持管理に 関する内容	(3) 放射性廃棄物の廃棄設備については、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を適切に処理処分するため、処理機能を維持管理する。	(3) 放射性廃棄物の廃棄設備については、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を適切に処理処分するため、処理機能を維持管理する。また、放射性固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、処理機能及び貯蔵機能を維持管理する。	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (放射性固体廃棄物の処理機能及び貯蔵機能を維持管理することの明確化)
-	-		<p>4. <u>原子炉周辺設備等解体撤去期間以降における維持管理に関する内容</u> <u>原子炉周辺設備等解体撤去期間以降における維持管理対象設備については、解体工事準備期間に検討する解体撤去の手順及び工法を踏まえ、解体撤去の状況に応じた維持管理対象設備、維持機能及び性能並びに維持期間を原子炉周辺設備の解体撤去に着手するまでに定め、廃止措置計画に反映し変更認可を受ける。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の明確化 (原子炉周辺設備等解体撤去期間以降において、<u>維持管理対象設備、維持機能及び性能並びに維持期間を原子炉周辺設備の解体撤去に着手するまでに定め、廃止措置計画に反映し変更認可を受ける。</u>)
-	-	<p>3. その他 解体対象施設を活用し、廃止措置に必要な項目以外の調査・研究等で、例えば解体対象施設から試料採取を実施する場合は、事前に廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で実施する。</p>	<p>5. その他 解体対象施設を活用し、廃止措置に必要な項目以外の調査・研究等で、例えば解体対象施設から試料採取を実施する場合は、事前に廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (記載項目の追加により項目番号を変更)

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																				
—	<p>追補 (添付書類 六) IV. 使用済 燃料ピット 水大規模漏 えい時の使 用済燃料か らのスカイ シャイン線 による周辺 公衆の放射 線被ばくの 影響につい て</p> <p>表 1 線源強度の 設定条件</p>	<p>表 1 線源強度の設定条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>1号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料仕様</td> <td>14×14 型燃料</td> </tr> <tr> <td>燃焼条件</td> <td>~55GWd/t</td> </tr> <tr> <td>冷却条件</td> <td>3 年冷却以上</td> </tr> <tr> <td>貯蔵体数</td> <td>240 体</td> </tr> </tbody> </table>	条件	1号炉	燃料仕様	14×14 型燃料	燃焼条件	~55GWd/t	冷却条件	3 年冷却以上	貯蔵体数	240 体	<p>表 1 線源強度の設定条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>1号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料仕様</td> <td>14×14 型燃料</td> </tr> <tr> <td>燃焼条件</td> <td>13.88~55.50GWd/t</td> </tr> <tr> <td>冷却条件</td> <td>3~10 年冷却</td> </tr> <tr> <td>貯蔵体数</td> <td>240 体</td> </tr> </tbody> </table>	条件	1号炉	燃料仕様	14×14 型燃料	燃焼条件	13.88~55.50GWd/t	冷却条件	3~10 年冷却	貯蔵体数	240 体	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (燃焼条件・冷却 条件に関する設 定条件の明確化)
条件	1号炉																							
燃料仕様	14×14 型燃料																							
燃焼条件	~55GWd/t																							
冷却条件	3 年冷却以上																							
貯蔵体数	240 体																							
条件	1号炉																							
燃料仕様	14×14 型燃料																							
燃焼条件	13.88~55.50GWd/t																							
冷却条件	3~10 年冷却																							
貯蔵体数	240 体																							
6-追-5	<p>表 2 評価地点の 評価条件</p>	<p>表 2 評価地点の評価条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価点</th> <th>評価点 E.L.</th> <th>距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地等境界評価地点</td> <td>1号炉 S F P から ±26m</td> <td>約 640m</td> </tr> </tbody> </table>	評価点	評価点 E.L.	距離	敷地等境界評価地点	1号炉 S F P から ±26m	約 640m	<p>表 2 評価地点の評価条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価点</th> <th>評価点 E.L.</th> <th>距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地等境界評価地点</td> <td>1号炉 S F P から ±26m</td> <td>640m</td> </tr> </tbody> </table>	評価点	評価点 E.L.	距離	敷地等境界評価地点	1号炉 S F P から ±26m	640m	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (S F P からの距 離を明確にする ために「約」を 削除) 								
評価点	評価点 E.L.	距離																						
敷地等境界評価地点	1号炉 S F P から ±26m	約 640m																						
評価点	評価点 E.L.	距離																						
敷地等境界評価地点	1号炉 S F P から ±26m	640m																						

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まれない。